

自転車の安全利用の促進に関する条例の改正

県が今年度から「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行するため、町の条例も4月1日付けで改正します。

改正によって、努力義務だった自転車損害賠償保険等の加入が義務となります。事故に備えて、自転車損害賠償保険等への加入をお願いします。

自転車を利用する際は交通ルールやマナーを守って、安全運転を心がけましょう。

条例の主な改正内容

- ① 自転車損害賠償保険等加入の義務化（従来は努力義務）
 - ② 全ての自転車利用者のヘルメット着用を努力義務化（従来は高齢者と中学生以下）
 - ③ その他自転車等の運転者の責務、点検整備条項の追加等
- ※①及び②については、10月1日から施行となります。
- ### 自転車用ヘルメット購入費補助制度
- 条例の改正に伴い、自転車用ヘルメットの補助制度の対象年齢を中学生以下から高校生以下に拡充します。

▼対象者

高校生以下の未成年及び65歳以上の高齢者

▼問合せ

防災安全課防災安全係
28・03655

春の生活排水路清掃

側溝や排水路の流れを保ち、ボウフラなどの不快害虫を駆除して良好な生活環境を守るために生活排水路清掃を行います。

ご自宅や事業所、管理する土地周辺の側溝や排水路の清掃にご参加ください。事業所の方も地域の清掃活動に合わせご協力いただきますようお願いいたします。

排水路の汚泥と家庭から出るごみは処分方法が異なりますので、家庭ごみは出さないでください。

▼とき 4月18日(日)
予備日 4月25日(日)

※開始時間は地区によって異なります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合がございます。中止する場合は、決まり次第ご連絡します。

▼ところ お住まいの地区、事業所等の所在地区の範囲にてご参加ください。

▼汚泥集積場所 各地区で決められた場所

▼回収するもの 側溝・排水路の汚泥、側溝、排水路周辺の雑草

▼問合せ 住民課環境保全係
28・0916

浄化槽設置の補助

浄化槽を新たに設置される方に予算の範囲内で先着順に費用の一部を補助する制度を設けています。ぜひご利用ください。

▼補助対象

- ① 下水道の事業計画区域以外であること
- ② 工事着手前に申請すること
- ③ 10人槽以下の浄化槽であること
- ④ 自己の居住用であること
- ⑤ 浄化槽法の構造基準及び国庫補助指針に適合するものであること

▼補助金額

- 5人槽 7万5千円
- 6、7人槽 9万円
- 8〜10人槽 11万円

▼問合せ 住民課環境保全係
28・0916

地球温暖化対策設備設置補助制度

町では、クリーンエネルギーの使用促進と地球温暖化防止のため、住宅用地球温暖化対策設備を設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象

町内の住宅に地球温暖化対策設備を設置される方で、町税に滞納が無い方

▼申請方法

4月1日(木)から役場1階2番窓口住民課で先着順に申請を受け付けます。

ただし、郵送、電子メール、ファックスでの申請は受け付けません。申請書類は、住民課窓口でお渡しします。町ホームページからダウンロードすることもできます。

※予算額に達した時点で、受付終了とさせていただきます。

対象設備及び補助金額

設備の種類	補助金額
住宅用太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池の同時設置	太陽電池モジュールの最大出力値(kWあたり13,200円)を乗じて得た額(上限52,800円)と、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池の補助金の額を加えた額(上限112,800円)
住宅用太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び電気自動車等充電設備の同時設置	太陽電池モジュールの最大出力値(kWあたり13,200円)を乗じて得た額(上限52,800円)と、エネルギー管理システム及び電気自動車等充電設備の補助金の額を加えた額(上限112,800円)
エネルギー管理システム(HEMS)	1基につき10,000円
燃料電池システム	1基につき50,000円
リチウムイオン蓄電池	1基につき50,000円
電気自動車等充電設備	1基につき50,000円

▼注意事項

必ず着工前に申請してください。着工後の申請は補助対象となりません。完了実績報告書は、必ず年度末までに提出してください。

町税の滞納がある方は、補助が受けられません。

▼問合せ

住民課環境保全係
28・0916